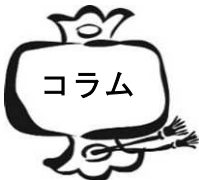




ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

見事な売り方に脱帽！

「獺祭（だっさい）」という日本酒をご存じでしょうか。山口県岩国市にある旭酒造さんが造る日本酒の名前です。大吟醸しか造らない、杜氏を使わず社員が造る、勘に頼らず数値化し分析、温度管理による1年を通じた酒造り（四季醸造）が特徴で、近年大きく売上を伸ばしておられます。しかし、この旭酒造さんも、7月の西日本豪雨により被害を受け、完成間近の日本酒を保管していた冷蔵庫の一部が浸水した上に、停電で3日間止まってしまったそうです。

さて、本来低温にて保管しておくべき日本酒が、停電による温度上昇で、決して飲めないわけではないが、正規品としては販売できないと判断した時、その会社が取れる選択肢はいくつあるでしょうか。

1. 知らない顔してそのまま販売する
2. 値下げして販売する
3. すべて廃棄する

今回の旭酒造さんが取った選択肢は2番でした。しかし、単に値下げして販売しただけではありません。まずは、「課長島耕作」で有名な漫画家弘兼憲史氏が応援するという形で、「獺祭島耕作」とネーミングしてラベルを貼り替えます。そして、通常価格（720ml 消費税込）が、精米度合いによって「5割」1,539円、「3割9分」2,418円、「2割3分」5,142円、「磨きその先へ」32,400円するものを、すべて1,296円で販売し、しかも1本につき200円を被災者支援に回すというのです。

65万本のうち3,000本というから200本に1本未満ですが、「磨きその先へ」という精米度合いの高いお酒も紛れ込んでいるということで、福袋ではないですが、試しに飲んでみようかという楽しみも生まれました。日本酒はきき酒の要素がありますし、愛好家の好奇心をあおる、とてもうまい売り方をされましたね。

こういうのはマスコミもいち早く取り上げてニュースとなります。予約販売もすべて売り切れ、ネットでは、プレミアが付いて高値で転売されていたりしています。本当の目的は不良品処分と災害者復興支援とありますが、結果的には「獺祭」の品質へのこだわりを世に知らしめる見事な広告宣伝効果もあったのではないのでしょうか。

あくまでも漫画の世界ですが、主人公の島耕作は前向きな性格と幸運で、度重なる苦難に直面してもすべて乗り切り、課長から会長にまで出世しています。それになぞらえてかどうか、旭酒造さんも苦難を見事に乗り越えられたように思います。

純米大吟醸 獺祭 島耕作 720ml

西日本豪雨被災者復興支援

島耕作

旭酒造株式会社

通常のブランドで出せなくなった
純米大吟醸酒を、獺祭 島耕作として、
販売いたします。
故郷の被害に心を痛めていた弘兼氏が、
以前より旭酒造との密な付き合いが
あったことから実現した、被災者支援の企画です。

※元々の酒を、日本酒復興支援の
資金として活用させていただきます。



P2



所得拡大促進税制の改正について

平成 30 年度税制改正により、従来からの所得拡大促進税制が改正されています。平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（個人事業主については平成 31 年分）から、新制度の適用が開始されます。

なお、この改正により大企業と中小企業者で一部異なる税制となっています。大企業向けの『賃上げ・生産性向上のための税制』については、経済産業省のホームページにガイドブックが掲載されていますのでそちらを参考にしてください。

【中小企業者等の場合の改正点】

適用要件 ①：雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較（前年度）雇用者給与等支給額

②：継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 101.5\%$

（継続雇用者給与等支給額が前年度から 1.5%以上増加）

※継続雇用者の定義が見直され、前事業年度の期首から適用年度の期末までの期間の全ての月分の給与等の支給を受けており、一般被保険者であった者が対象となります。つまり、前事業年度の途中で採用または適用年度の途中で退職した者は該当しません。

※基準年度との比較要件がなくなりました。

税額控除額：（雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額） $\times 15\%$ ※

※【上乗せ要件】を満たすと、控除率は 25%（上記いずれも調整前法人税額の 20%が限度）

【上乗せ要件】

次の①と②をいずれも満たすこと

① 継続雇用者給与等支給額が前年度から 2.5%以上増加

② 次のいずれかを満たすこと

・教育訓練費が前年比 10%以上増加※

・経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

※教育訓練費…法人がその国内雇用者（役員等を除く）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用をいいます。具体的には

① その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう）を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用

② 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費

③ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

前年度の教育訓練費の集計をされていない場合は、前もってご準備をお願いします。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



P3



国際観光旅客税が創設されました！

「国際観光旅客税」は、平成 30 年度税制改正により、観光先進国の実現にむけた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保するために創設された税金で、平成 31 年 1 月 7 日以後に出国する者に適用されます。

原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収し、これを国に納付するものです。

国際観光旅客税の概要は次のとおりです。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
非課税等	・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者 ・乗継旅客（入国後 24 時間以内に出国する者） ・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2 歳未満の者 （注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については本税を課さない
税率	出国 1 回につき 1,000 円
徴収・納付	① 国際旅客運送事業者を営む者による特別徴収 ▶ 国際旅客運送事業者を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月までに国に納付 ② 国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合） ▶ ① 以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に登場する時までに国に納付
適用時期	平成 31 年 1 月 7 日（月）以後の出国に適用 （同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く）

この税収の使い道は

- ① ストレスフリーで快適な旅行ができる環境整備
 - ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
 - ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域の体験滞在の満足度の向上
- となっており、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費などの経費には充てないこととされております。
- （記事担当：松浦）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX